

●交通政策基本法案

我が国経済・社会活動を支える基盤である国際交通、幹線交通及び地域交通について、国際競争力の強化や地域の活力の向上、大規模災害時への対応等の観点から、国が自治体、事業者等と密接に連携しつつ総合的かつ計画的に必要な施策を推進していくため、交通に関する施策についての基本理念を定め、関係者の責務等を明らかにするとともに、政府に交通政策基本計画の閣議決定及び国会報告を義務づける。

国際競争の激化・我が国経済の低迷

災害に強い国土・地域づくり

人口減少・少子高齢化

我が国が抱える喫緊の課題に対し、交通政策に求められる役割は極めて大きい

例えば

- 我が国の国際競争力の強化のための国際交通ネットワークや港湾・空港等の強化
- 危機的状況にある地域の公共交通の確保・改善
- 大規模災害時における旅客・物流ネットワークの機能の確保と迅速な回復 等

これらの課題への対応には

- ・ 長期的視野に立った計画的な取組
- ・ 多様な主体の連携・協働 (関係省庁、交通事業者、自治体、住民 等) が不可欠

「交通政策基本法案」の制定



(成田空港)

基本理念や関係者の責務等を明確化



(富山市のLRT)

交通政策基本計画の閣議決定・国会報告

- 国際競争力の強化に必要な施策
- 大規模災害時への対応
- 環境負荷の低減に必要な施策
- 地域の活力の向上に必要な施策
- 生活交通確保やバリアフリー化
- まちづくりや観光立国の観点からの施策 等



(九州新幹線)

必要な支援措置(法制上、財政上等)

毎年国会に年次報告(「交通白書」)



(離島航路)

**我が国が抱える喫緊の課題に対し、
政府・関係者が一体となり強力に交通政策を推進するための枠組みを構築**

- 平成19年度制定。
- 地域公共交通の活性化及び再生を図るため、市町村が地域の関係者による協議会を組織して、「地域公共交通総合連携計画」を策定し、同計画に即して関係主体が取組みを進める制度を創設。

地域公共交通の活性化及び再生の促進に関する基本方針(国のガイドライン)

地域公共交通総合連携計画の作成・実施

協議会

市町村、公共交通事業者、道路管理者、
港湾管理者、公安委員会、住民等

- ・協議会への参加に対する応諾義務
- ・計画作成・変更等の提案制度
- ・協議会参加者の協議結果の尊重義務

地域公共交通総合連携計画(市町村が作成)

- 地域公共交通の活性化・再生に関する計画
- これまでに市町村により510の計画作成
- LRT(Light Rail Transit)の整備、BRT(Bus Rapid Transit)の普及促進、地方鉄道の上下分離(自治体が施設を所有する公有民営方式)等の計画について、実効性を担保する措置(関連法の特例など)を講じ、一定の効果(LRTの整備3件、鉄道の再構築4件)

【問題点】

- ▶ 連携計画の多くは民間バスが廃止された路線について、コミュニティバスなどで代替するための単体の計画にとどまる。
- ▶ 数少ない交通ネットワーク全体を対象とした連携計画も一部作成されたが、まちづくり、観光振興等の地域戦略との一体的な取組みに欠けている。
- ▶ LRT、地方鉄道以外による地域公共交通網の再編については、実効性を担保する措置が講じられていない。

地域公共交通の活性化・再生



交通政策基本法(平成25年12月4日公布・施行)の具体化(法目的に追加)

日常生活等に必要不可欠な交通手段の確保等

まちづくりの観点からの交通施策の促進

関係者相互間の連携と協働の促進

等

本格的な人口減少社会における地域社会の活力の維持・向上

改正のポイント①

地方公共団体が先頭に立って地域公共交通網を再構築
(民間事業者任せきりであった従来の枠組みからの脱却)

地域公共交通網形成計画

(現行:地域公共交通総合連携計画)

事業者と協議の上、市町村又は都道府県が協議会を開催し策定

- コンパクトシティの実現に向けた取組みとの連携
- 地域全体を見渡した総合的な公共交通ネットワークの形成

改正のポイント②

実効性ある枠組みの整備
(関係者の合意形成の促進と計画の実現性の確保)

地域公共交通の目指すべき方向性の明確化

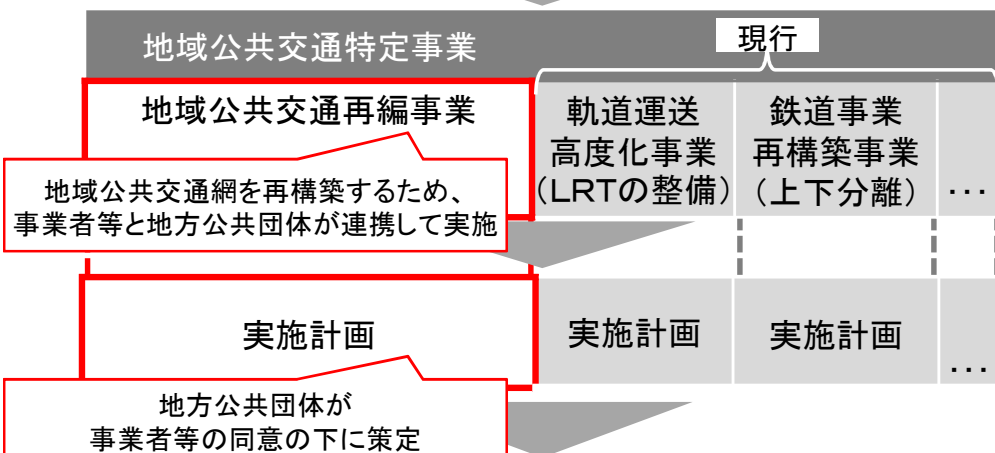
- ◆ 持続可能な地域公共交通網の形成を目的として追加
- ◆ 国が作成する基本方針にまちづくり施策との連携を明確化

予算措置

- ◆ 地域公共交通確保維持改善事業(平成26年度306億円)の内数
 - ・ 計画策定を支援。ケーススタディーを実施
 - 国による全国の取組事例、データの提供を通じた助言
 - 合意形成を促進
 - ・ 地域公共交通網の形成を重点的・効率的に支援(バス車両の公有民営補助制度の創設など)
- ◆ 都市機能の立地誘導を支える公共交通等への支援の強化
(社会資本整備総合交付金(平成26年度9124億円)の内数等)
 - ・ 駅前広場やバスの乗換ターミナル、待合所の整備等公共交通の利用環境の充実を重点的に支援

特例制度

- ◆ 地域の判断に基づく地域公共交通再編事業の確保
 - ・ バスの路線、輸送力の設定等に関する許認可の審査基準の緩和
 - ・ バスの運賃・料金の規制緩和(上限認可→届出)
 - ・ 個別法の手続きの一括処理
- ◆ 計画の維持を困難とするような行為の防止
- ◆ 事業が実施されない場合の勧告・命令



国土交通大臣が認定し、計画の実現を後押し